令和８年度事業計画書

第１　基本方針

栗原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）では、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、高年齢者の豊富な経験・技術・知識等を活かして「福祉の受け手から、社会の担い手」として健康と生きがいを求め、「公共の福祉に貢献」、「地域社会づくりへの貢献」を目的に事業推進してきました。

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生１００年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえて積極的な取り組みを強化していく必要があります。

超高齢社会において、センターへの期待に応えるためには、会員の拡大と事業の一層の活性化が重要となります。

このことから、センターでは、引き続き会員の拡大、特に女性会員の更なる拡大に努めるとともに、会員の高齢化を踏まえた退会抑制に取り組みます。また、少子高齢化、地域における人手不足、国の高齢者就業施策の方向性を踏まえ、元気で意欲あふれる高齢者が、その能力を十分に発揮し、年齢にかかわりなく活躍できるようセンター事業を推進します。

なお、令和８年度におきましては、近年増加傾向にある熱中症対策に取り組むとともに、就業時の安全を確保するための講習等を拡充することにより全ての会員が「安全は全てに優先する」という理念の共有を図ります。

第２　重点事項

１　会員の拡大

２　就業機会の拡大

３　安全就業の推進と健康の確保

４　派遣事業の推進

５　事業運営基盤の強化

６　技術支援の講習会

７　公益法人制度改革への対応

第３　具体的な事業実施

１　会員の拡大

新たな仲間づくり計画における令和７年度の会員目標値５４４人に対し、当センターの加入状況は、５２７人(２月末)と１７人程下回る状況となっているものの減少基調からの回復の兆しがみられます。

令和９年度を目標とするシルバー人材センター事業活性化計画書を策定し新たな目標に向けて会員拡大を図ることとし、地域社会のニーズを踏まえた積極的な就業により、センターが地域住民の期待に応えることができるよう事業推進します。

（１）入会促進の取組

① 会員による１人１会員の勧誘活動
② 年間を通した入会説明会の実施
③ 夫婦会員の会費割引制度の継続
④ ボランティア奉仕活動を通した普及啓発
⑤ 女性を対象としたセミナーの開催（高齢者活躍人材確保育成事業の活用）
⑥ 技能講習の開催（高齢者活躍人材確保育成事業の活用）

（２）女性会員の拡大

① 夫婦会員の会費割引制度の継続（再掲）
② 女性に特化した入会説明会の開催
③ 女性が馴染みやすい仕事の確保
④ 女性を対象とした事業の推進

（３）退会抑制の取組

① 未就業者へのきめ細やかな就業相談や就業機会の提供
② 高齢会員で無理なく行える仕事の確保
③ 就業以外での居場所づくり等の推進
④ 非就業会員継続制度の推進

（４）魅力あるセンターづくり

① ホームページの活用によるシルバー事業の紹介
② ボランティア活動やイベントへの参加を通したセンターの紹介
③ イベントの実施等による会員同士の交流
④ サークル活動の推進

（５）組織的取組

① 会員又は女性会員を拡大するための委員会等の設置
② 女性会員拡大に向けた担当理事の配置
③ 栗原市、ハローワーク、社会福祉関係団体、その他関係機関との連携

2　就業機会の拡大

就業機会の更なる拡大に向けて、会員の就業ニーズと地域企業等のニーズを把握・分析し、次の取組を行います。

① 会員のネットワークも活用し、組織一丸となった就業開拓
② シルバー派遣事業の拡大
③ Web を活用した受注の推進
④ 栗原市との連携強化による仕事、補助金の確保
⑤ 未充足受注の解消に向けた就業会員の育成
⑥ 介護施設における介護周辺業務の切り出し提案
⑦ 企業や経済団体等と連携した事業の拡大、新たな職種の開拓

3　安全就業の推進と健康の確保

会員が就業する上で、安全で安心なシルバー事業の確立は、シルバー事業遂行の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅及び健康の確保を図ることが最も重要となることから、危険・有害な作業は受託しないことを徹底します。

このため、安全就業ガイドラインによる安全作業の徹底を図り、各種の安全対策等を周知する。また、安全就業適正委員によるパトロールを強化し「安全は全てに優先する」を合言葉に、就業中の事故撲滅を図り、更に、安全就業に関する講習会等の開催により安全意識の向上を目指します。

（1）就業中の事故防止について

ア　安全適正就業委員会による安全啓発の推進、及び、安全パトロール等の実施により安全就業の周知徹底を図ります。

イ　屋外作業による保護具、ヘルメット等の着用徹底を図ります。

ウ　声がけ運動、作業開始前のミーティング及び、就業報告書裏面のチェック項目に沿って、「健康・服装・保護具・周囲の状況・その他」について、「指差し呼称点検」を実施し安全就業の徹底を図ります。

エ　熱中症の予防対策として、熱中症指数計を配備することにより、熱中症予防の強化を図ります。

オ　蜂刺され対策（作業前の現場確認、適正な服装、オニヤンマを模したグッツの利用)を徹底します。

カ　草刈作業での飛散防止ネット活用を徹底し安全操作講習会を実施します。

キ　植木剪定作業での「安全帽」、「安全ベルト」等保護具着用を徹底します。

ク　運転就業者の職業運転者講習の実施及び安全運転マニュアルの遵守を徹底します。

ケ　チェンソーを使用する場合の安全講習を義務化することにより、伐採作業の安全確保を図ります。

（２）安全意識に関することについて

ア　「安全だより」による季節的な安全作業の呼びかけ、安全情報等の周知を図ります。

イ　草刈作業等の就業時に「安全就業中(草刈作業、植木剪定)」の、のぼり旗と看板を作業現場に立て安全意識の徹底を図ります。

ウ　「安全スローガン」の募集により安全意識及び安全啓蒙を高めます。

エ　安全就業講習会を開催し安全意識の向上を図ります。

オ　無事故チャレンジ運動を実施します。

カ　健康診断の受診呼びかけを実施します。

キ　安全就業推進大会の開催により安全就業の徹底と、会員相互の交流を図ります。

4　派遣事業の推進

会員の就業ニーズの変革や女性の活躍推進や人手不足企業への支援を目的として、現役世代が安心して働けるよう下支えとしての取組みを図るとともに、厚生労働省が示す「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づき、適正就業の推進を図ります。

（１）企業等のニーズを的確に把握することで就業開拓を推進します。

（２）派遣事業の就業形態による適正就業を推進します。

（３）派遣会員の安全就業及び労働安全衛生等の研修・講習会等を実施します。(必須講習として、職業運転者講習、交通安全・健康診断受診等)

（４）運転業務会員へ「運転業務に係る安全就業基準」を周知します。

（５）週２０時間以上の業務拡大は、派遣先の要望により宮城県知事の許可を得て該当事業所と協議を進めながら週２８時間を上限として拡大します。

5　事業運営基盤の強化

中長期の財政見通しに基づき自立的に運営基盤を強化するとともに、高齢者の活躍の場を拡大するため、次の事項を重点として計画的に推進すします。

（１）会員による事業運営参画の推進と効率化

ア　理事会・委員会等の活性化を図り、会員による入会促進、就業開拓等を推進します。また、女性の役員への登用に努めるとともに、女性委員会等の積極的な活用により、組織の活性化や女性会員の拡大を図ります。

イ　シルバー事業のデジタル化の推進

業務効率化によりセンターの経営基盤を強化していく上でデジタル化の推進が不可欠であります。このため、効率的な業務運営に資する各種システムの導入を推進するとともに、会員のデジタルリテラシー向上を同時に進めていく必要があります。

（２）事務局職員のキャリアアップ等

シルバー事業の分野の広がりに伴い、センター事務局職員に求められる知識、能力も高まっていることから、全シ協及び県シ連等が開催する研修に積極的に参加し事務局職員のキャリアアップに努めます。

（３）自主財源の確保等

就業機会の拡大と会員の増強を推進し自主財源の確保に努めるとともに、費用に対する適正な事務費率の見直しを行います。また、業務実施方法等の見直しを的確に行い、経費の節減による自主財源の確保に努めます。

６　技術支援の講習会

専門的な技術の会員が減少傾向にあるので、当該会員が培った技術、経験、ノウハウ等を経験の浅い会員へ継承育成を図ります。

（１）植木剪定講習会
（２）草刈機械等安全操作講習会
（３）清掃スタッフ技術講習会
（４）障子・網戸張り講習会
（５）運転就業者の職業運転者講習
（６）救急救命講習会

７　公益法人制度改革への対応

令和７年４月から施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正公益認定法」という。）に適切に対応します。

特に、財務規律の柔軟化・明確化として収支相償原則が見直され、中期的期間（５年）で収支の均衡を図ることや将来の公益目的事業を充実させるための資金も設置可能となったこと等を踏まえ、これらを活用した効率的・効果的な事業活動を行うとともに、役員の改選時において外部理事・監事の導入を図ります。